

● 外国為替令第七条の規定に基づき、財務大臣が指定する取引又は行為を指定する件（平成十年三月大蔵省告示第九十八号）

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第七条の規定に基づき、財務大臣が指定する取引又は行為を次のように指定し、平成十年四月一日から適用する。

- 一 宇宙開発に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協力に関する交換公文に基づき我が国に移転された技術を提供する取引
- 二 外国為替令第十八条第三項の規定に基づき、財務大臣の許可を受けなければならない役務取引等を指定する件（平成十年三月大蔵省告示第百号）第十号及び第十三号に規定する労務又は便益の提供